

# 自動車技術の高度化と「電子整備」

自動車への電子部品の多用と情報化の急速な進展に伴い、「電子整備」の必要性が高まり、外部診断装置のスキヤンツールが必須の整備ツールとなりつつある。スキヤンツールを使いこなすにはメーカーのOBD(オン・ボード・ダイアグノーシス)車載式故障診断装置(の)の情報開示が不可欠だが、日本では情報開示の環境はまだまだ整っていない。

## スキヤンツールが必須化

### 「OBD情報提供検討会」発足

#### 情報公開で本格的な議論始まる

6月初旬に日整連、メーカー、国土交通省を交えた「OBDの情報提供のあり方に関する検討会」が発足し、ほぼ1ヶ月のべースで会合を開いてきた。整備工場場の「電子整備」に向かって情報公開をめぐる本格的な議論が始まった。

ガソリン乗用車の新長期規制が05年10月から導入されたのを受けて、国交省は08年10月からガソリン車の新車に「OBD II」の装着を義務づけた。新長期規制適合車の排ガス低減技術は高度化・精密化し、電子燃料噴射装置や排ガス浄化装置などに多くの「コンピュータ」とセンサーが組み込まれている。

OBD IIには車載電子制御装置(ECU)が各種センサー情報から排ガス対策装置の異常を検出し、ドライバートに警告するだけでなく、故障内容を記録できる機能を備えている。このため、定期点検整備や故障診断時にOBD IIからデータを読み取るスキヤンツールの必

要性がクロースアップされてきた。排ガス低減技術がここまでする高度に精密化して、センサーの信頼度も増す。また、機器メーカーは自動車メーカーが開示しないデータを判断する。今後安全・環境性能を向上させるために、スキヤンツールを開発するのから開示されていないという問題もある。これらの課題を含め、日整連は「電子整備」の適正化に関する勉強会」で検討を行った。将来的に専業主場でも和速健二整備課長は、スキヤンツールの情報公開

ことで整備作業が効率化し、ユーザーの信頼度も増す。また、機器メーカーは自動車メーカーが開示しないデータを判断する。今後安全・環境性能を向上させるために、スキヤンツールを開発するのから開示されていないという問題もある。これらの課題を含め、日整連は「電子整備」の適正化に関する勉強会」で検討を行った。将来的に専業主場でも和速健二整備課長は、スキヤンツールの情報公開

が、高度技術の情報公開体制が整わないと汎用のスキヤンツールの開発が遅れ、専業主場では整備ができなくなるのではないかと不安が募ってきている。「OBD情報公開あり方検討会」では、①情報公開は米・EUの事例に

「OBD情報公開あり方検討会」では、①情報公開は米・EUの事例に照らして実情を把握する必要がある。②将来的に情報提供は必要との前提で検討する。③法的な観点から検討する。④早い時期の合意形成を図る。この方向で議論を深める。

「OBD情報公開あり方検討会」では、①情報公開は米・EUの事例に照らして実情を把握する必要がある。②将来的に情報提供は必要との前提で検討する。③法的な観点から検討する。④早い時期の合意形成を図る。この方向で議論を深める。

「OBD情報公開あり方検討会」では、①情報公開は米・EUの事例に照らして実情を把握する必要がある。②将来的に情報提供は必要との前提で検討する。③法的な観点から検討する。④早い時期の合意形成を図る。この方向で議論を深める。

「OBD情報公開あり方検討会」では、①情報公開は米・EUの事例に照らして実情を把握する必要がある。②将来的に情報提供は必要との前提で検討する。③法的な観点から検討する。④早い時期の合意形成を図る。この方向で議論を深める。

「OBD情報公開あり方検討会」では、①情報公開は米・EUの事例に照らして実情を把握する必要がある。②将来的に情報提供は必要との前提で検討する。③法的な観点から検討する。④早い時期の合意形成を図る。この方向で議論を深める。

「OBD情報公開あり方検討会」では、①情報公開は米・EUの事例に照らして実情を把握する必要がある。②将来的に情報提供は必要との前提で検討する。③法的な観点から検討する。④早い時期の合意形成を図る。この方向で議論を深める。

「OBD情報公開あり方検討会」では、①情報公開は米・EUの事例に照らして実情を把握する必要がある。②将来的に情報提供は必要との前提で検討する。③法的な観点から検討する。④早い時期の合意形成を図る。この方向で議論を深める。

「OBD情報公開あり方検討会」では、①情報公開は米・EUの事例に照らして実情を把握する必要がある。②将来的に情報提供は必要との前提で検討する。③法的な観点から検討する。④早い時期の合意形成を図る。この方向で議論を深める。

「OBD情報公開あり方検討会」では、①情報公開は米・EUの事例に照らして実情を把握する必要がある。②将来的に情報提供は必要との前提で検討する。③法的な観点から検討する。④早い時期の合意形成を図る。この方向で議論を深める。

「OBD情報公開あり方検討会」では、①情報公開は米・EUの事例に照らして実情を把握する必要がある。②将来的に情報提供は必要との前提で検討する。③法的な観点から検討する。④早い時期の合意形成を図る。この方向で議論を深める。

「OBD情報公開あり方検討会」では、①情報公開は米・EUの事例に照らして実情を把握する必要がある。②将来的に情報提供は必要との前提で検討する。③法的な観点から検討する。④早い時期の合意形成を図る。この方向で議論を深める。

「OBD情報公開あり方検討会」では、①情報公開は米・EUの事例に照らして実情を把握する必要がある。②将来的に情報提供は必要との前提で検討する。③法的な観点から検討する。④早い時期の合意形成を図る。この方向で議論を深める。

「OBD情報公開あり方検討会」では、①情報公開は米・EUの事例に照らして実情を把握する必要がある。②将来的に情報提供は必要との前提で検討する。③法的な観点から検討する。④早い時期の合意形成を図る。この方向で議論を深める。